

* 北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目 次 ページ

規 則

○北海道税条例施行規則及び北海道核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則
..... (税務課) 1

規 則

北海道税条例施行規則及び北海道核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第13号

北海道税条例施行規則及び北海道核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則
(北海道税条例施行規則の一部改正)

第1条 北海道税条例施行規則(昭和29年北海道規則第98号)の一部を次のように改正する。

別記第14号様式その2(表)末尾欄外摘要の事項及び同様式その5(表)末尾欄外摘要の事項中「別記第14号様式の3その2の2連及び4連」を「別記第14号様式の3その2の1連及び3連」に改め、同様式その7(表)中

「

税額(税率)	円
--------	---

 左記の金額を領収しました。」

(1連)

道税	都道府県コード	この用紙は、直接電子計算機に読み込ませますので		領収済通知書 公													
		汚したり、折り曲げたりしないでください。															
住所(所在地)		年度	(税 目)														
氏名(名称)		様															
<table border="1"><tr><td></td><td>税 目</td><td>支 庁</td><td>徴収原簿番号</td><td>年度・期別</td><td>通番</td><td>期割</td><td>種別</td><td>義務者</td><td>本 税</td><td>1</td><td>CD</td></tr></table>							税 目	支 庁	徴収原簿番号	年度・期別	通番	期割	種別	義務者	本 税	1	CD
	税 目	支 庁	徴収原簿番号	年度・期別	通番	期割	種別	義務者	本 税	1	CD						

延 滞 金 額	
合 計 額	

領収印

を

上記のとおり告知しますので、納期限までに納めてください。」

税額(税率)	円
延 滞 金 額	
合 計 額	

左記の金額を領収しました。

領収印

に改

収入印紙不要

上記のとおり告知しますので、納期限までに納めてください。」

め、同様式その7(表)末尾欄外摘要の事項を次のように改める。

摘要 1 この様式は、別記第14号様式の3その2の1連及び3連と併せて用いること。

2 不要文字は、消して使用すること。

別記第14号様式その7(裏)中「道内郵便局」を

「道内郵便局

北海道税の収納を取り扱うコンビニエンスストア」に改め、同様式その11(表)末尾欄

外摘要の事項中「別記第14号様式の3その2の2連及び4連」を「別記第14号様式の3その2の1連及び3連」に改める。

別記第14号様式の2その1(表)末尾欄外摘要の事項中「別記第14号様式の3その2の2連及び4連」を「別記第14号様式の3その2の1連及び3連」に、「同様式その2の3連及び5連」を「同様式その2の2連及び4連」に改め、同様式その3(表)末尾欄外摘要の事項中「別記第14号様式の3その2の2連及び4連」を「別記第14号様式の3その2の1連及び3連」に改める。

別記第14号様式の3その2(1連)を次のように改める。

本 税 2		延 滞 金 区		過少・不申告加算金		重 加 算 金		C D			

領 収 済 通 知 書			様	支庁	徴収原簿番号（登録番号）
	期 別				
	税 額	円	加入者名		郵便振替口座
	延 滞 金 額				
	加 算 金 額	（ 過 少 ） （ 不 申 告 ）	取扱庁		取りまとめ郵便局
		重			
	合 計 額		取りまとめ金融機関		
納 期 限		年 月 日			

上記のとおり領収したので通知します。

北海道会計管理者（支庁出納員） 様

領収印

収納代行会社

（注意）金額を訂正した場合、コンビニエンスストアでは納税できません。

（所属指定金融機関→加入者／コンビニ本部控）

- 摘要 1 この様式は、納付に使用する場合は1連、3連及び5連を、納入に使用する場合は2連、4連及び5連をそれぞれ併せて用いること。
- 2 不要文字は、消して使用すること。

別記第14号様式の3その2（4連）を削り、同様式その2（3連）を同様式その2（4連）とし、同様式その2（2連）中「（受付局・第一次収納金融機関保存）」を「（受付局・第一次収納金融機関保存／コンビニ店舗控）」に改め、同連の末尾欄外に摘要の事項として次のように加える。

摘要 不要文字は、消して使用すること。

別記第14号様式の3その2（2連）を同様式その2（3連）とし、同様式その2（1連）の次に同様式その2（2連）として次のように加える。

(2 連)

道税	都道府県コード	この用紙は、直接電子計算機に読み込ませますので 汚したり、折り曲げたりしないでください。		納入済通知書 公	
住所 (所在地)		年度		(税 目)	
氏名 (名 称)				様	

	税 目	支 庁	徴収原簿番号	年度・期別	通番	期割	種別	義務者	本 税 1	C D

本 税 2		延 滞 金	区	過少・不申告加算金	重 加 算 金	C D

納 入 済 通 知 書	期 別		様		支庁	徴収原簿番号 (登録番号)
	税 額		円	加入者名	郵便振替口座	
	延 滞 金 額			取扱庁	取りまとめ郵便局	
	加 算 金 額	(過 少) (不 申 告)				
		重				
	合 計 額			取りまとめ金融機関		
納 期 限		年 月 日				

上記のとおり領収したので通知します。 北海道会計管理者 (支庁出納員) 様

領収印

(所属指定金融機関→加入者)

別記第14号様式の3その2（5連）を次のように改める。

（5連）

（表）

道税	都道府県コード	領収証書 公	
	年度	（税 目）	
期別			
住所（所在地）及び氏名（名称）		加入者名	
〒		郵便振替口座	
様			
支庁	徴収原簿番号	納期限	年 月 日
税 額	円	左記の金額を領収しました。	
延 滞 金 額		領収印	
加算金額	（不申告・過少）		
	重		
合 計 額			
延滞金額は 年 月 日までの計算です。			
（納税者保存）			

注 意

1 納期限後に納めるときは、税額（その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）に、その納期限の翌日から納付（納入）の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合（その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。））の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納めてください。この場合における年当たりの割合は、^{しゅん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

2 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

裏面も必ずお読みください。

(裏)

納付（納入）場所

北海道指定（収納代理）金融機関

北海道収入取扱員

道内郵便局

別記第14号様式の3その4（表）末尾欄外摘要の事項及び同様式その7（表）末尾欄外摘要の事項中「その2の2連及び4連」を「その2の1連及び3連」に改める。

別記第48号様式の2（表）中

円	100
	100

[illegible]

円	$\frac{\quad}{100}$	円
	$\frac{\quad}{100}$	
	$\frac{\quad}{100}$	
	$\frac{\quad}{100}$	
	$\frac{\quad}{100}$	
	$\frac{\quad}{100}$	
		⑩

改める。

別記第57号様式の4中

円
100
円

を

円	円
100	100
円	円

に改める。

別記第58号様式の2の5その1中

円	100	円
	100	
		③

を

円	100	円
	100	

に改め、同様式その2中

	100	
	100	
	100	
		③

月分	・	・	・	・
月分	・	・	・	・
月分	・	・	・	・
月分	・	・	・	・
月分	・	・	・	・
月分	・	・	・	・

円	円	100	円
		100	
		100	
		100	
		100	

		100		
		100		

円

「

月分	・ ・	・ ・
月分	・ ・	・ ・
月分	・ ・	・ ・

を

円

「

月分	・ ・	・ ・
----	-------	-------

」

	円	円	100	
			100	
			100	
			100	
			100	

円

「

」

円

「

月分	・ ・	・ ・
月分	・ ・	・ ・
月分	・ ・	・ ・

を

円

「

月分	・ ・	・ ・
月分	・ ・	・ ・
月分	・ ・	・ ・

」

円

「

月分	・ ・	・ ・
月分	・ ・	・ ・
月分	・ ・	・ ・

」

円

「

月分	・ ・	・ ・
月分	・ ・	・ ・
月分	・ ・	・ ・

」

円

「

月分	・ ・	・ ・
月分	・ ・	・ ・
月分	・ ・	・ ・

」

円

「

月分	・ ・	・ ・
月分	・ ・	・ ・
月分	・ ・	・ ・

」

円

「

月分	・ ・	・ ・
月分	・ ・	・ ・
月分	・ ・	・ ・

」

円

「

月分	・ ・	・ ・
月分	・ ・	・ ・
月分	・ ・	・ ・

」

円

「

月分	・ ・	・ ・
月		

	率	金 額
円	100分の	④ 円
	100分の	
	100分の	⑤
	100分の	
	100分の	⑥

に改める。

不 申 告 加 算 金		
算 定 の 基 礎 税 額	率	金 額
円	$\frac{\quad}{100}$	円
	$\frac{\quad}{100}$	
	$\frac{\quad}{100}$	

別記第66号様式の4その1（表）中

を

不 申 告 加 算 金		
算 定 の 基 礎 税 額	率	金 額
円	$\frac{\quad}{100}$	円
	$\frac{\quad}{100}$	
	$\frac{\quad}{100}$	
	$\frac{\quad}{100}$	
	$\frac{\quad}{100}$	
	$\frac{\quad}{100}$	

に改め、同様式その1（裏）中「法第700条

の4第1項第5号.....元売業者及び特約業者以外の者が軽油の製造又は輸入をして、自ら消費した場合又は他の者に譲渡した場合における当該軽油の数量」を「法第700条の4第1項第5号.....元売業者及び特約業者以外の者が軽油の製造をして、自ら消費した場合又は他の者に譲渡した場合における当該軽油の数量に改め、同様式その2中入をした場合における当該軽油の数量」

不 申 告 加 算 金		
算 定 の 基 礎 税 額	率	金 額
円	$\frac{\quad}{100}$	円
	$\frac{\quad}{100}$	
	$\frac{\quad}{100}$	

を

不 申 告 加 算 金		
算 定 の 基 礎 税 額	率	金 額
円	$\frac{\quad}{100}$	円
	$\frac{\quad}{100}$	
	$\frac{\quad}{100}$	
	$\frac{\quad}{100}$	
	$\frac{\quad}{100}$	
	$\frac{\quad}{100}$	

に改め、同様式その3中

月分	・ ・	・ ・	
月分	・ ・	・ ・	
月分	・ ・	・ ・	
月分	・ ・	・ ・	
月分	・ ・	・ ・	
月分	・ ・	・ ・	

円	円	$\frac{\quad}{100}$	円	
		$\frac{\quad}{100}$		
		$\frac{\quad}{100}$		
		$\frac{\quad}{100}$		
		$\frac{\quad}{100}$		

		100		
		100		
円	「	月分	・	・
	を	月分	・	・
		月分	・	・
	」			
	円	円	100	
			100	
			100	
			100	
			100	
			100	

円	円

に改める。

（北海道核燃料税条例施行規則の一部改正）

第2条 北海道核燃料税条例施行規則（平成15年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式（表）中

「	不 申 告 加 算 金 ⑤				」
「	不 申 告 加 算 金 ⑤				」

改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中北海道税条例施行規則別記第14号様式から別記第14号様式の3までの改正規定は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定（北海道税条例施行規則別記第14号様式から別記第14号様式の3までの規定を除く。）に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。
- 3 附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行の際現にこの規則による改正前の北海道税条例施行規則別記第14号様式から別記第14号様式の3までの規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道税条例施行規則別記第14

号様式から別記第14号様式の3までの規定にかかわらず、当分の間、使用することを妨げない。

